④　入札説明書の交付、競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）及び競争参加資格確認資料（以下「資料」という。）の提出、受領に係る確認及び入札について、原則として電子入札システムで行う対象工事である。ただし、電子入札システムにより難い者であって、紙入札方式（持参に限る。）の承諾に関する承諾願を提出し、承諾を得た者は紙入札方式に代えることができる。

⑤　東海農政局が定める「低入札価格調査対象工事に係る追加対策の試行について」（平成18年７月24日付け18海整第410号東海農政局整備部長名）に基づき、実施する低入札価格調査対象工事に対する試行工事である。

⑥　本工事は、「共通仮設費（率分）のうち営繕費」及び「現場管理費のうち労務管理費」の下記に示す費用（以下「実績変更対象費」）という。）について、工事実施にあたって不足する技術者や技能者を広域的に確保せざるを得ない場合も考えられることから、契約締結後、労務者確保に要する方策に変更が生じ、「農林水産省土地改良工事積算基準」の金額相当では適正な工事の実施が困難になった場合は、実績変更対象費の支出実績を踏まえて最終精算変更時点で設計変更する試行工事である。

営繕費：労務者送迎費、宿泊費、借上費（宿泊費、借上費については労働者確保に係るものに限る。）

労務管理費：募集及び解散に要する費用、賃金以外の食事、通勤等に要する費用

2　競争参加資格

次に掲げる⑴から⒀の全ての条件を満たしている者であること。

⑴　予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号。以下「予決令」という。）第70条の規定に該当しない者であること。

なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。

⑵　予決令第71条の規定に該当しない者であること。

⑶　東海農政局における平成27・28年度一般競争（指名競争）参加資格を付与されている者のうち、「電気通信工事」に認定されている者であること。

ただし、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき、更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき、再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、東海農政局長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再確認を受けていること。

⑷　会社更生法に基づき、更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、上記２の⑶の再確認を受けた者を除く。

⑸　入札説明書に示す技術提案の評価が、適正であること。

⑹　施工実績　平成12年度から平成26年度（過去15年度間）に元請として自ら製作・据付し、完成・引渡しが完了した次に掲げる同種工事の施工実績を有すること。

なお、経常建設共同企業体にあっては、構成員のうち１社が同種工事の施工実績を有すること。

また、共同企業体としての施工実績は、出資比率が20％以上のものについて認める。

※「自ら製作」とは、その設備の主要装置・機器について自ら設計・製作し、設備機能全体を保証することである。また、設備全体のシステム設計を自社で行う一方、設備を構成する一部の装置・機器について仕様を示して他社に外注する場合（委託生産品、ＯＥＭ生産品）も、自社製品として扱う。

同種工事とは、水管理制御設備工事を施工実績とする。

ただし、農林水産省発注工事の工事成績が65点未満のものを除く。

⑺　保守サービス体制　工事完成、引渡後においても会社組織（同系列会社のサービス組織を含む。）に、設備・製品に対する保守サービスを行う体制が迅速に対応できる範囲に整備されていること。

⑻　配置予定技術者

①　配置予定技術者の専任性

ア　工場製作については、専任制を義務づけない。

なお、工場製作過程においても監理技術者等が監理する必要があるが、同一工場内で他の同種工事に係る製作と一元的な管理体制のもとで製作を行うことが可能である場合は、同一の監理技術者等がこれらの製作を一括して管理することができる。

また、工場製作担当者は、現場据付工事における担当技術者（現場代理人、主任技術者以外でも可。）として従事すること。ただし、常駐する必要はない。

イ　現場据付については、専任制を義務づける。

ただし、請負契約が締結後、現場施工に着手するまでの期間（現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始するまでの間。）及び工事終了後、検査が終了し（発注者の都合により検査が遅延した場合を除く。）、事務手続き、後片付け等のみが残っている期間は、専任性を義務づけない。検査が終了した日は、発注者が工事の完成を確認した旨、受注者に通知した日（例：「合格通知書」における日付）とする。

ウ　工事用地等の確保が未了、自然災害の発生又は埋蔵文化財調査等により、工事を全面的に中止している期間は、専任性を義務づけない。

②　配置予定技術者の配置

ア　建設業法（昭和24年法律第100号）で示す電気通信工事（指定建設業以外）で取り扱う。

イ　配置予定技術者は、下請合計金額３千万円以上の場合は監理技術者、３千万円未満の場合は主任技術者を配置する。

③　配置予定技術者の資格

次に掲げる基準を満たす監理技術者又は主任技術者として当該工事に専任で配置できる者であること。

ア　監理技術者【資格要件：建設業法第26条第２号（同法第15条第２号）】

１級電気工事施工管理技士

イ　主任技術者【資格要件：建設業法第26条第１号（同法第７条第２号）】

主任技術者は、次に掲げる資格又は実務経験のいずれかを満たす者を当該工事に配置できること。

㋐　１級電気工事施工管理技士

㋑　指定学科を卒業後、㋐高等学校（旧制実業高校を含む）５年以上、㋑高等専門学校（旧制専門学校を含む）３年以上、㋒大学（旧制大学を含む）３年以上、水管理制御設備工事の実務経験を有する者。

㋒　水管理制御設備工事の実務経験を10年以上有する者。

④　配置予定技術者の施工経験

ア　平成12年度から平成26年度（過去15年度間）に、上記２の⑹に掲げる工事の経験を有する者であること。

なお、工事の経験とは、全工事期間に従事することを原則とするが、工事期間の３分の２以上又は、同一工事で１年以上の従事したことが確認できること。

イ　工場製作については、一元的な管理体制（ＩＳＯ9000Ｓ等の認証を取得した業者であること等。）のもとで行われる場合は、工場製作に関わる者の経験は問わないものとする。

⑤　監理技術者は、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者（平成16年２月29日以前に交付された監理技術者資格証を有する者は、監理技術者講習修了証を有する者とみなす。）であること。

なお、経常建設共同企業体にあっては、構成員のうち１者が監理技術者、その他の者を主任技術者として配置するものとし、このうち１人の主任技術者又は監理技術者が同種工事の施工実績を有すること。

⑥　入札参加希望者と配置予定技術者は、直接的かつ恒常的な雇用関係（技術資料提出の日以前に３ヶ月以上の雇用関係）にあること。

⑼　申請書及び資料の提出期限の日から開札時までの期間に、東海農政局長から「東海農政局工事請負契約指名停止等措置要領（平成15年９月１日付け15海総第456号（理））」に基づく指名停止を受けていないこと。

⑽　上記１の⑵に示した工事に係る設計業務等の受注者（受注者が設計共同体である場合においては、当該設計共同体の各構成員をいう。以下同じ。）又は当該受注者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。

⑾　入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと（資本関係又は人的関係がある者すべてが共同企業体の代表者以外の構成員である場合を除く。）。